

平成 18 年度 課税自主権活用 WG での検討内容

I 耐震化の促進

目的	防災対策の最も重要な課題である耐震対策の推進		
具体の施策	○府有建築物の耐震診断・改修工事費への充当 ○病院、社会福祉施設、学校（市町村立は除く）の公益上必要な民間の特定建築物等に対する府の耐震診断・改修補助（民間の特定建築物の耐震診断については既に市町村への府の補助制度あり） ○住宅を含む一般民間建築物に対する府の耐震診断・改修補助		
税目	案1:法人事業税の超過課税	案2:個人・法人府民税均等割の超過課税	案3:新耐震基準を満たさない建築物の所有者への課税
検討結果	現時点において導入困難。今後、必要に応じて検討 ⇒ 耐震化の促進などの防災対策については、基礎的な行政サービスであり、既存財源において対応すべきもの。そうした中で、防災対策の財源として、既存の法人事業税の超過課税の税収が充当されていることなどを踏まえると、現時点において、新たに税負担を求めることは困難。 新耐震基準を満たさない建築物の所有者への課税については、現行施策（優遇税制や補助事業）との整合性が図れない。		

II 大阪湾の再生

目的	府民のこころの豊かさが必要不可欠である美しく豊かな大阪湾を府民共有の財産として、次世代に引き継ぐ。		
具体の施策	○大阪湾（流入河川等、上流環境含む）の環境改善に取り組むことをめざす施策 ⇒NPO や府民運動として活発化しつつある大阪湾の環境改善の取組み〔クリーン作戦、コンブ・アマモの移植、人工干潟整備、水質調査等〕の後押しなど		
税目	案1:個人・法人府民税均等割の超過課税	案2:大阪湾の環境悪化の原因者への課税	案3:個人・法人府(県)民税均等割の超過課税:近隣府県との共同実施
検討結果	現時点において導入困難。今後、必要に応じて検討 ⇒ 施策効果を十分に発揮するためには、大阪府のみならず、近隣府県と連携した取組みが必要。そのような中、府のみが独自で新たな税負担を求めることは、施策効果や府民の理解等を考えると、現時点において導入は困難。		

III 地下水の保全対策及び有効活用

目的	府民共有の財産である地下水の適切な保全に努めるとともに、公正な有効活用を図ることを目的とする。		
具体の施策	○水源保全のための施策（森林整備など） ○地下水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するための施策（地下水の水質及び水量等の調査研究、浄化対策など） ○水道併用型地下水利用施設が設置されている市町村水道への補助		
税目	案1:個人・法人府民税均等割の超過課税	案2:地下水の取水者への課税	
検討結果	現時点において導入困難。今後、必要に応じて検討 ⇒ 危機管理の観点から、地下水は重要な役割を担うとされる中、施策の目的（地下水の取水抑制 or 地下水の保全）の整理が必要。 地下水の取水抑制を目的とする場合には、税負担を求めることによって抑制することが適切かどうかといったことや、地下水の保全を目的とする場合には、地下水のみならず、水資源全体を対象として考える方が望ましいのではないかと考えたことも考えられる。		

IV 地球温暖化対策(ESCO事業の普及拡大等)

目的	ヒートアイランド対策、地球温暖化対策の推進が必要であり、その有効な手法とされるESCO事業を普及拡大		
具体の施策	ESCO事業を普及拡大するため、『ESCO推進ファンド（仮称）』を創設		
税目	案1:個人・法人府民税均等割の超過課税	案2:エネルギー(電気・ガス等)消費者への課税	案3:化石燃料消費者への課税
検討結果	現時点において導入困難。今後、必要に応じて検討 ⇒ 地球温暖化対策を目的とする場合には、府独自で税負担を求めることは困難であるとする。 大都市圏特有の財政需要への対応といった観点から、目的をヒートアイランド対策に限定することや、景観などを含め、目的を幅広くするといったことも考えられるが、他の都市部に比して特別な財政需要があるかといった整理が必要。 また、税負担者の考え方については、特定の者（大規模建築物の所有者など）に限定する場合には、その理由を明確にするなど、考え方の整理が必要。		